



みどろ
水土里ネット

広報

No.30

はとまがわ

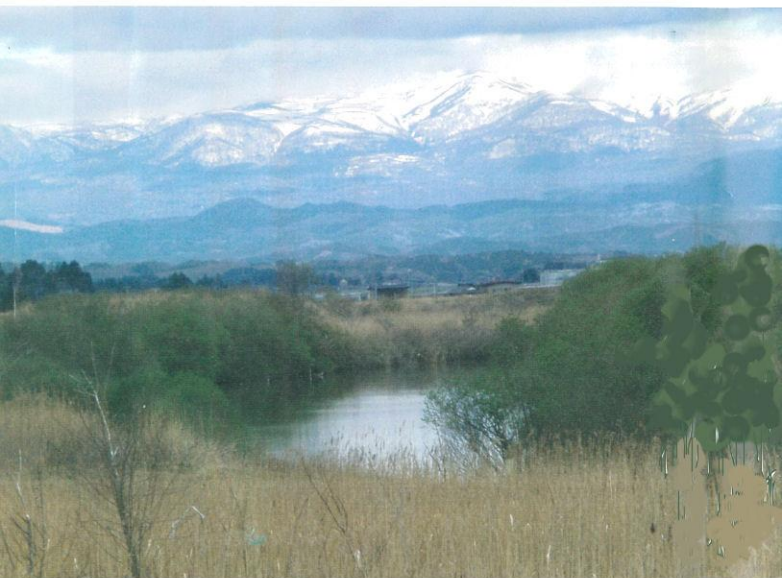
H21. 4. 1 現在

地区面積

56,646,911㎡

組合員数

3,873名



岩手・宮城内陸地震で山肌が変形してしまいましたが
豊かな潤いをもたらしてくれる

栗駒山と迫川

H21. 4. 15発行 迫川沿岸土地改良区総務課

TEL 0220(58)2024(代) FAX 0220(58)2784

URL <http://www.hakuendo.dyndns.org>

E-mail hasama.r@s5.dion.ne.jp

平成21年通常総代会開催

提出16議案 全件可決

去る三月六日登米市南方農村環境改善センターに於いて、平成二十一年通常総代会が、総代現在総数七十八名中七十六名の出席を得て開催されました。

まず、上野理事長が「本日は、平成二十一年通常総代会を招集したところ、公私ともにご多忙の中多数の方々にご出席を賜り、盛會に開会されますこと衷心より厚く御礼申し上げます。また、常日頃より土地改良区の業務運営、事業施行にあたりましてご支援ご協力を賜りましたことに対しまして御礼を申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、我々の基幹産業であります農業におきましては、稲作の作況指数が98の「やや良」という残念な結果になってしまい、また、燃料・資材等の高騰で、まさに追い打ちをかけるがごとく農家経営にダメージを与えたのであります。さらに、毒入り餃子、産地偽装、事故米等と多くの食糧に関する事件があり、改め

て食の安全・安心について考えさせられた年でもありました。

農家経営とともに、我々土地改良区の運営も非常に厳しい状況におかれている中で、岩手・宮城内陸地震では甚大な被害を受け、組合員皆様に大変御心配をおかけして御りましたが、災害復旧工事もほぼ完了し、改良区の最大の使命であります、用排水の管理についての体制も整い、役職員が一体となり万全を期す所存でありますので、今後とも皆様方のさらなるご支援ご協力をお願い申し上げます。

最後に、この総代会に第一号議案から第十六号議案まで提出しておりますので、慎重審議の上、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます」と挨拶を述べました。その後、議長に佐々木康行総代（追町）が選出され、平成二十一年度予算を主とした、十六ヶ件の提出議案が慎重審議され原案のとおり可決し、午前十一時三十五分閉会しました。



議長に選任された佐々木総代



挨拶を述べる上野理事長



議決事項

- ▼第一号議案 財産の処分について
- ▼第二号議案 平成二十一年度一般会計歳入歳出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
- ▼第三号議案 平成二十一年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
- ▼第四号議案 平成二十一年度一般会計歳入歳出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
- ▼第五号議案 平成二十一年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
- ▼第六号議案 平成二十一年度一般会計歳入歳出補正予算議決について
- ▼第七号議案 平成二十一年度

- 特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出補正予算議決について
- ▼第八号議案 土地改良施設維持管理適正化事業第33期生（H21～H25）加入並びに実施計画の承認について
- ▼第九号議案 平成二十一年度一般会計歳入歳出予算議決について
- ▼第十号議案 平成二十一年度特別会計（県営・団体営・県営事業）償還金歳入歳出予算議決について
- ▼第十一号議案 平準化資金長期借入金及び償還方法について
- ▼第十二号議案 平成二十一年度特別会計（無栗沼遊水地事業地役権補償費）積立金歳入歳出予算議決について
- ▼第十三号議案 平成二十一年度農地転用決済金の徴収額決定について
- ▼第十四号議案 平成二十一年度特別会計（職員退職給与・財政調整・農地転用決済金）積立金歳入歳出予算議決について

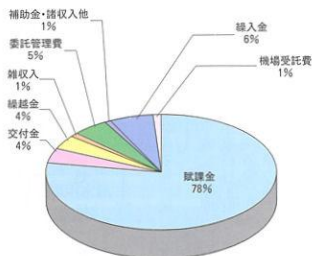


- ▼第十五号議案 平成二十一年度特別会計（担い手育成支援事業）歳入歳出予算議決について
- ▼第十六号議案 平成二十一年度賦課金及び用水使用料の徴収について

平成21年度 一般会計予算

予算額 812,276,000 円

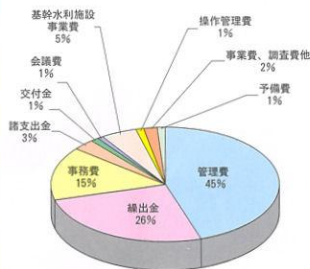
歳入



項目	予算額
賦課金	641,634,600
交付金	35,280,000
繰越金	32,170,000
雑収入	4,532,400
委託管理費	38,489,000
補助金・諸収入他	3,118,000
繰入金	46,700,000
機場受託費	10,352,000

項目	予算額
管理費	365,729,000
繰出金	206,711,800
事務費	125,029,000
諸支出金	22,970,000
交付金	7,246,800
会議費	8,200,000
基幹水利施設事業費	37,020,000
操作管理費	10,352,000
事業費、調査費他	17,273,000
予備費	11,744,400

歳出



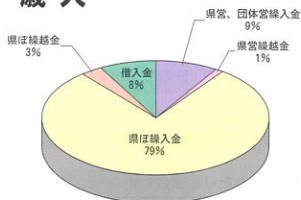
平成21年度 特別会計予算

県営・団体営・県ほ事業償還金

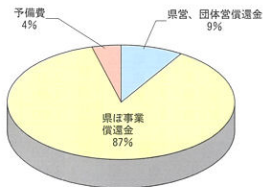
予算額 247,555,000 円

項 目	予 算 額
県営、団体営繰入金	21,852,200
県 営 繰 越 金	1,380,100
県 ぼ 繰 入 金	196,321,209
県 ぼ 繰 越 金	7,001,491
借 入 金	21,000,000

歳 入



歳 出



項 目	予 算 額
県営、団体営償還金	21,787,016
県 ぼ 事 業 償 還 金	216,681,041
予 備 費	9,086,943

平成21年度予算

- ◎ 蕪栗沼遊水地事業積立金 96,819,000 円
- ◎ 農地転用決済金積立金 162,852,000 円
- ◎ 財政調整積立金 344,972,000 円
- ◎ 職員退職給与積立金 308,753,000 円
- ◎ 担い手育成支援事業 16,461,000 円

平成21年度 賦課金及び用水使用料の徴収一覧表

1 徴収時期及び賦課率

1) 一般賦課金

期 別	発 行 日	納 入 期 限	賦課率
第 1 期	平成21年 5 月 16 日	平成21年 5 月 31 日	4 0 %
第 2 期	平成21年 10 月 1 日	平成21年 10 月 15 日	3 0 %
第 3 期	平成21年 11 月 16 日	平成21年 11 月 30 日	3 0 %

但し、10,000円未満の賦課金は、第1期一括徴収とする。

2) 尼池地区及び用水使用料

平成21年10月1日発布、平成21年10月15日（第2期）の納期で100%賦課とする。

2 完納奨励金

尼池地区及び用水使用料を除いて賦課金総額の100分の2

3 1,000㎡当たり賦課金

(単位：円)

区 分			1,000㎡当り 賦 課 金	前年度 増 減	区 分	1,000㎡当り 賦 課 金	前年度 増 減
経 常 賦 課 金					県 ぼ 第 5 地 区	1,800	100
事 務 費	田	2,400			県 ぼ 第 10 地 区	2,700	△ 200
	畑	1,200			県 ぼ 第 4 地 区	1,800	
第 1 地 区	区	3,000			県 ぼ 第 6 地 区	10,400	△ 100
第 2 地 区	区	4,000			県 ぼ 第 11 地 区	10,200	400
排 水 地 区	区	2,900			県 ぼ 第 13 地 区	9,500	200
	1/2	1,450			県 ぼ 第 3 地 区	2,300	△ 200
沼 崎	沼	6,500	△ 2,000		県 ぼ 第 7 地 区	4,400	
	大 平 前	2,000			県 ぼ 第 8 地 区	1,400	△ 100
内 浦 地 区	区	9,000	2,700				
米 山 地 区	区	4,700			野 谷 地 区	3,100	
特別会計賦課金					城 内 地 区	1,400	
県 営 か ん ば い	第 1 地 区	660	△ 160		長 沼 町 新 田 区	8,500	△ 200
	第 2 地 区	120	△ 120		地 区 地 糧 区	10,200	200
	第 2 地 区	24	△ 24		北 浦 地 区	3,800	
県 ぼ 第 1 地 区	千 貴 分 区	4,900	△ 600		泥 内 区	7,300	
	千 貴 区	4,000	△ 500		追 南 部 地 区	4,000	
	畑 岡 分 区	1,800			土 手 ノ 内 区	3,200	
	一 の 曲 分 区	10,900	1,600		茂 伝 治 区	6,600	
西 谷 地 区	区	6,800	△ 400		尼 池 地 区	4,750	2,890
県 ぼ 第 2 地 区	区	1,600			添 沼 地 区		

用水使用料

(単位：円)

区 分	1,000㎡当り 使 用 料	区 分	1,000㎡当り 使 用 料	区 分	1,000㎡当り 使 用 料
事 務 費	2,400	第 2 地 区	2,000	内 浦 地 区	6,300
第 1 地 区	1,500	排 水 地 区	1,450	米 山 地 区	2,115

諸変更手続きはお済みですか？

組合員資格得喪届出を

土地の移動があったとき	名義や住所に変更があったとき	農業者年金を受給されるとき
地区内にある農地を売買或いは受委託等により移動したとき。	組合員の方が死亡されたとき。 或いは経営を移譲されたとき。 または住所を変更されたとき。	使用貸借や一括贈与、または、第3者に移譲されたとき。
農地を農地以外に転用したとき	開田を作付または休耕したとき	振替口座の移動等があったとき
地区内にある農地を宅地等に転用したとき。或いは道路等公共用地に買収されたとき。	作付けしていた開田を休耕したとき。或いは休耕していた開田を作付けしたとき。	組合員の方が死亡されたとき。 或いは経営を移譲し振替口座が変更になったとき。



詳しいことについては、会計課賦課徴収係までお問い合わせ下さい。

農地転用をされた場合、下記の決済金を支払っていただくことになります。



平成21年度農地転用決済金

地 区 名	1,000㎡当たり決済金	地 区 名	1,000㎡当たり決済金
第 1 地 区	39,044円	県 ぼ 第 2 地 区	6,144円
第 2 地 区	49,849円	第 3 地 区	3,788円
排 水 地 区	37,798円	第 3 地 区 畑	757円
沼 崎 地 区	109,244円	第 4 地 区	6,167円
沼 崎 地 区		第 5 地 区	3,930円
大 平 前	24,924円	第 6 地 区	5,215円
内 浦 地 区	78,512円	第 7 地 区	12,240円
米 山 地 区	61,476円	第 7 地 区 畑	2,448円
第 1 地 域	1,233円	第 8 地 区	1,855円
第 2 地 域 田	194円	第 8 地 区 畑	371円
第 2 地 域 畑	38円	第 10 地 区	6,492円
尼 池 地 区	2,650円	第 11 地 区	22,142円
添 沼 地 区	37,219円	第 13 地 区	51,608円
千 貴 千 貴 区	7,437円	長 沼 町 新 田 区	46,698円
分 区 野 谷 地 区	4,375円	地 糧 地 区	45,782円
畑 岡 分 区	6,840円	北 浦 地 区	53,639円
一 の 曲 分 区	33,715円	平 準 化 事 業	
泥 内 区	67,767円	第 1 地 区	千 貴 区
土 手 ノ 内 区	45,930円	野 谷 地 区	3,371円
茂 伝 治 区	32,603円	一 の 曲 分 区	5,394円
野 谷 地 地 区	34,082円	第 6 地 区	35,792円
城 内 地 区	21,332円	第 10 地 区	30,747円
		第 11 地 区	1,568円
			32,714円

維持管理

インフォメーション

本田揚水は4月28日から

◇機場の運転について

▼揚水開始に伴うゴミ流しについて

4月20日 午前9時から4時間程度 米山揚水機場・山吉田揚水機場・西館揚水機場

4月20日 午後1時から2時間程度 南方揚水機場

※4月27日（月）に補助機場並びに二段汲み機場の水源確保のため、午前9時から日中の時間帯に揚水を供給しますのでお知らせします。

水路管理人が事前に関係路線の分水並びにゲートの確認を行います但組合員の方々もご注意ください。

▼本田揚水

4月28日の午前9時から昼夜運転し、8月31日まで本田揚水を行います。

但し、天候や地域の実情、中干し等により運転を休止する場合がありますので機場管理人・地域の役員さん方にお問い合わせ下さい。

揚水の終了については稲の生育状態により延長することもあります。

※4月末から5月初めの連休にかけて農作業が集中するため用水不便を来している所もありますが水路管理人をもって調整します。

▼排水調整について

降雨量や揚水の残水が多く農作物や地域に被害が及ぶ恐れがある場合は排水運転をします。

排水のため機場が稼働している場合は用水の供給を止めますのでご理解願います。

6月・7月毎週水曜日を用水休止日とします。

浅水管理、間断灌水が可能な時期に入り、水を有効に利用し、節水に心掛け、経費節減を図るため、6月・7月毎週水曜日を用水休止日とします。

揚水運転休止日時

基幹揚水機場 6月・7月毎週 火曜日20時～水曜日23時まで

〔米山機場 山吉田機場 高石機場 西館機場 南方機場 西機場〕

〔砥落機場 西郷機場 三方島機場 早稲田機場 穴山機場〕

その他の機場 6月・7月毎週 火曜日18時～木曜日6時まで

◇用排水路の管理について

▼水路の清掃と管理について

土地改良区が直接管理するのは幹線支線級の用排水路で、小用小排水路については、組合員個別に清掃と管理をお願いします。

**節水に心掛け、限りある水資源を
大切に使用しましょう！**

新農業水利システム保全整備事業（水管理システム） 平成21年度一部稼働

農業用排水の管理は、受益者が広範に渡る一方、平等な水供給及び排水を行う必要性から、受益者間の調整が不可欠であり、全体運用計画の立案と取水、分水の日常での管理が受益者との信頼関係を決定づけることとなります。現状では、これらの計画と管理には、膨大な人員と時間を要している他、長年の経験の内に培われた各操作員の勘に頼らざるを得ない状況で、近年の多様化する農業情勢に対応するためには一歩遅れた水管理になっています。このような問題を解決して、施設運用の省力化、迅速化を図り、適切な取水・分水及び排水計画の立案を行うためにも、地区全体を一元管理できる集中管理システムを施行中でありましたが、今年度から一部の施設を遠隔操作出来ることになりました。

事業完了後には、16機場、5分水ゲートが遠方操作できることとなります。（H.22以降は計画になります。）

番号	施設名	稼働年度	番号	施設名	稼働年度
1	中央管理所	H.21(一部)	2	大袋排水機場	H.21
3	早稲田揚水機場	H.21	4	船越揚水機場	H.21
5	舟橋排水機場	H.21	6	西館揚水機場	H.22
7	山吉田揚水機場	H.22	8	高石揚水機場	H.22
9	南方揚水機場	H.22	10	米山揚水機場	H.22
11	三方島揚水機場	H.22	12	穴山揚水機場	H.22
13	畑岡揚水機場	H.22	14	裏大岳排水機場	H.23
15	砥落揚水機場	H.23	16	西郷揚水機場	H.23
17	古川排水機場	H.23	18	新堰幹線用水路分水ゲート	H.23
19	南方幹線用水路分水ゲート	H.23	20	穴山幹線用水路分水ゲート	H.23
21	高石用水路本郷分水ゲート	H.23	22	長沼川調整ゲート	H.23

● 職員の配置 (27名)

事業課

事業課長
藤原 達雄
参事
渡部 泰彦

事業係

主査
安倍 良則
主査
石山よみ子
主事補
三浦 芳晴

第1維持係

係長
菅原 久
副参事
佐藤 三男
技術主査
加納 裕史
技術主査
山口 末男
主事補
木村 祥多

第2維持係

係長
千葉 悦朗
主査
三浦 昭彦
技術主査
菅間 英樹
技術主査
門馬 利幸
技師
佐々木友隆

会計課

会計課長
星 文昭

賦課徴収係

係長
菅原 力
主査
菅原 良子
主査
小野寺誠毅
主事補
千葉 祐市

会計係

係長
田中 淳
主査
佐藤紀代美

総務課

総務課長
遠藤富士男
参事
渥美 光行

庶務係兼管財係

係長
佐藤 正宏
主査
鈴木香代子
主査
渋谷 秀樹

農業水利施設の多面的機能発揮 《防火用水機能》

農業水利施設の多面的機能発揮及び新たな管理体制の構築に向け、登米市消防長と協議を行い管内の幹線用水路サイフォン9箇所が、防火用水施設として認定されました。更には、登米市消防長と土地改良区理事長において、施設の管理に関し協定を締結しました。

目的：両者が連携し、非かんがい期において、防火用水確保のための農業水利施設の操作・管理を行うことにより、火災発生時の被害の最小化を図ることを目的とします。

管理の体制：消防署は、消火活動に支障をきたすことのないよう、施設及び施設周辺の見廻りを行い、施設に異常があった場合には土地改良区に報告する。

認定施設箇所と標識設置数

西館幹線用水路	1箇所
山吉田幹線用水路	3箇所
穴山幹線用水路	1箇所
南方幹線用水路	1箇所
高石用水路	1箇所
砥落用水路	1箇所
米岡用水路	1箇所

西館幹線用水路（佐沼中江）



高石用水路（南方町新高石）



穴山幹線用水路敷地へ景観植物のシバザクラを植栽

4月5日（日曜日）、平成20年度に壁画を行った団体に呼びかけ、水路敷地延長40mへ景観植物「シバザクラ」を植栽。米山町八軒小路部落子供会、米山バスケットボールクラブから親子併せて44名が参加。平成18年度から始め本年で155mの延長となりました。



農業用水路壁画アート参加団体を募集しています。

組合員の皆様、地域の子供会やスポーツ少年団等への呼びかけをお願いします。



活動場所：登米市米山町西野字西大浦地内
（登米市立米岡小学校北側）

施設：穴山幹線用水路〈農業用水路〉

内容：描画

コンクリート水路壁面

高さ1.5m 長さ6m～

活動時期：7月～10月

◎ペンキ等用具は土地改良区で用意します。

《問い合わせは、事業課まで》



しない・させない!

用水路で遊ばないでね!

今年も四月二十八日から本田揚水が一斉に開始され、各用水路が満水になり非常に危険な状態が続きます。

本土地区改良区では、水難事故防止のため安全施設等の整備や幼稚園・小学校へ呼びかけ、事故防止に万全を尽くしていますが、家族・地域みんなで水難事故防止にご協力をお願いします。

ゴミの不法投棄!

当土地改良区が管理する水路等にゴミが不法に投棄され、水質汚濁、管理施設の故障等を来とし、管理費の増大につながっています。

土地改良施設は、組合員はもとより地域の大切な財産です。ゴミを絶対に捨てないよう皆様のご理解ご協力をお願いします。



表彰紹介

宮城県土地改良事業 団体連合会

功労者表彰

去る三月二十五日開会の宮城県土地改良事業団体連合会第五十回通常総会の席上において、土地改良功労者として会長表彰を受けましたので紹介します。

理事 伊藤 大八

人事往来

部落連絡委員

上野 薫 (早坂)

職員 (平成二十一年四月一日付)

・総務課参事 渥美 光行 (事業課参事)

・事業課参事 波部 泰彦 (事業課参事兼機場係長)

・事業課第一維持係副参事 佐藤 三男 (総務課参事)

・事業課第一維持係技術主査 山口 末男 (事業課機場係技術主査)

・事業課第二維持係主査 三浦 昭彦 (事業課機場係主査)

・事業課第二維持係技師 佐々木 友隆 (事業課機場係技師)

《新規採用》

・会計課賦課徴収係主事補 千葉 祐市 (米山町)



まだ右も左もわからない未熟な私ですが、精一杯仕事を頑張りたいと思います。皆様よろしくお願い致します。

・事業課事業係主事補 三浦 芳晴 (迫町)



社会人としての責任と自覚を持ち、精一杯仕事に取り組んで行きたいと思っていますので皆様よろしくお願い致します。